

---

## 令和7年 壱岐市議会定例会 6月会議会議録(第2日)

---

### 議事日程(第2号)

令和7年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 報告第2号	壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第2 報告第3号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第3 報告第4号	令和6年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告について	質疑あり、報告済
日程第4 報告第5号	令和6年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑あり、報告済
日程第5 報告第6号	令和6年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済
日程第6 報告第7号	令和6年度壱岐市下水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済
日程第7 議案第36号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について	質疑あり、産業建設常任委員会付託
日程第8 議案第37号	壱岐市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第9 議案第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第10 議案第39号	壱岐市公営住宅等長寿命化計画(見直し)の策定について	質疑あり、産業建設常任委員会付託
日程第11 議案第40号	消防ポンプ自動車(3.5t未満)購入契約の締結について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第12 議案第41号	令和7年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	予算特別委員会付託
日程第13 要望第2号	新型たばこ自販機購入時の助成金の申請および喫煙環境整備について(要望書)	産業建設常任委員会付託

---

### 本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

---

### 出席議員(16名)

1番 松本 順子君	2番 桶口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 山内 豊君	6番 中原 正博君

7番	山川	忠久君	8番	植村	圭司君
9番	清水	修君	10番	土谷	勇二君
11番	音嶋	正吾君	12番	豊坂	敏文君
13番	中田	恭一君	14番	市山	繁君
15番	赤木	貴尚君	16番	小金丸	益明君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

#### 事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 草合 正吉君 議会事務局次長 松永 淳志君  
議会事務局書記 川村 亮君

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	平田 英貴君
地域振興部部長	塚本 和広君	市民部部長	吉田 博之君
保健環境部部長	村田 靖君	産業推進部部長	松嶋 要次君
建設部部長	平本 善広君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 頤隆君	総務部次長	小川 和伸君
地域振興部次長	岡部 一也君	総務課課長	渡野 浩司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 報告第2号～日程第2. 報告第3号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、報告第2号及び日程第2、報告第3号の2件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで報告第2号、第3号の質疑を終わります。

---

### 日程第3. 報告第4号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第3、報告第4号を議題とします。

質疑の通告があつておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 報告第4号の地域商社事業費についてお伺いします。事業費の実績減となっておりますが、どのような理由があつて減となったのかというところをお伺いいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。松嶋産業推進部長。

○産業推進部部長（松嶋 要次君） 皆さん、おはようございます。4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

地域商社事業費の事業実績が減となった理由との御質問でございますが、減額の主な要因は、人件費や事務費等の通常費用の削減でございますが、そのうち最も削減効果が大きかったものとしましては、広告宣伝など外注予定であったものをふるさと商社に常駐する販路拡大を担当する地域おこし協力隊員が、ECサイト、いわゆるオンラインショップのサイトのリニューアルに取り組み、外注しなかつたことなどが経費削減につながっております。

一方で、令和6年度の販売実績は、前年度、令和5年度ですが、5,291万円を上回る5,710万2,000円となっておりまして、予算の適正な執行と事業目的の達成は両立できたものと考えております。

ふるさと商社といたしましては、引き続き経費削減に努めながら、地域商社事業の効果的な推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） これまでの長年のふるさと商社の状況をいろいろ見させていただいて、今回初めてこういう減額ということで出てきたので、何があったかということで質問しましたが、今説明していただきましたように、内部で経費削減のための努力をされているというその結果だということをお聞きしまして、引き続きそういう形での努力をお願いして、理解いたしましたので、ありがとうございました。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで報告第4号の質疑を終わります。

---

#### 日程第4. 報告第5号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第4、報告第5号を議題とします。

質疑の通告があっておりまますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 報告第5号についてお伺いします。

その1点は、ジェットフォイルの更新支援事業が現在どういう状況になっているのか、支援事業が停滞しているというふうなことを感じるものですから、その状況、今後の進展についてどのような方策、どのような考えがあるのかということをお聞かせください。

それから2番目、3番目については、芦辺ターミナルビル、それから郷ノ浦ターミナルビルについて、2年連続で繰越しという状況になっていると。このあたり、繰越しが安易に繰り返されるという点では考えものだと思うので、その2年連続繰越しられた理由で、そう至らないように努力されて、何らかの理由があって、なおかつ2年連続になったのかというところでお願いします。

それから4番目の、片原の病院関連解体事業、これずっと引き続きありますが、令和4年度もありましたし、令和6年度もあった。これも連続ではありませんが、解体の繰越しが続いているように思いますが、このあたりの事業の状況をお知らせください。お願いします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） おはようございます。私のほうから1点目のジェットフォイルの更新の支援事業、そして4点目の旧かたばる病院の解体について答弁をさせていただきます。

まず、1点目のジェットフォイル更新支援事業についてお答えをいたします。

ジェットフォイルヴィーナス2の建造においては、国、県並びに本市と対馬市で船価の半分を補助し、残りを航路事業者である九州郵船が負担することとなっております。

九州郵船は資金調達について、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構、以下J R T Tと言わせていただきますけども、との共有船舶建造制度の活用を検討されており、その契約形態は九州郵船、造船事業者である川崎重工業とJ R T Tの3社契約となる見込みと伺っております。

議員御質問の現在の状況と今後の進展についてですが、長崎県から話を伺っていますが、契約については、新聞報道などにもありますように、現時点において建造契約までは至っておりません。

その理由といたしましては、調整を進める中で、これまでと違う新しいガスタービンエンジンが採用されることなどから、建造契約書の条項の整理・調整やJ R T Tの融資審査において、想定以上の時間を要しているためと伺っております。

しかしながら、現在は3社による建造契約の内容に関しては最終調整段階にあると伺っております。

次に、今後の進展につきましては、建造契約の締結が遅れたことによる事業計画及び建造スケジュールの見直しや、船価の再見積りが進められていると伺っております。

船価につきましては、契約が遅れたことにより影響が生じることも想定はされます。

また、当初の建造スケジュールでは、建造期間はおおむね4年程度で、令和6年度下半期に3社による建造契約を締結し、令和10年度の上半期に航路事業者である九州郵船への引渡しを予定されておりましたが、建造契約が遅れたことにより、引渡しのスケジュールへの影響も心配されるところでございます。

本市としても、一刻も早い建造に向けた契約締結に向けて、国・県へ調整を求めてまいりたいと考えております。

4点目の旧かたばる病院関連施設解体工事につきましては、令和4年度からの継続事業として実施しており、地域生活ホーム及び障害者地域生活活動支援センターとして使用しております建物及び外来管理棟を除く建物の解体を行っているところでございます。

令和6年度はサービス棟の解体工事を行っておりますが、本工事の繰越明許費については、令和7年2月会議の一般会計補正予算（第7号）において議決をいただき、繰越し理由については、その議案資料に記載しておりますとおり、サービス棟煙突の石綿含有建材が当初想定よりも広範囲にわたって除去作業が必要と判断し、年度内の完了が困難となったためございます。

旧かたばる病院建物のアスベストにつきましては、飛散の恐れがない状況ではございますが、引き続き安全に十分配慮した施工をしてまいります。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 松嶋産業推進部長。

○産業推進部部長（松嶋 要次君） 4番、山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

2番目と3番目、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、2番目の芦辺港ターミナル整備事業が2年連続して繰越しになった理由は何かとの御質問でございますが、令和5年度につきましては、令和6年4月のジェットフォイル乗り場移設先での運用開始に向け、待合所等のターミナルビルを改修し、舗装を含むジェットフォイル用浮桟橋へ向かう上屋根の整備を予定しておりましたが、年末に県により上屋根設置箇所のエプロン部の補修を実施することになったため、繰越しを行ったものでございます。

次に、令和6年度につきましては、令和5年度に引き続き、ジェットフォイル用浮桟橋へ向かう上屋根及びバス停留所となる通路屋根を整備しております。併せて、旧砂置場のエリアを車道及び駐車場に改修する工事を予定しておりましたが、発注に当たり、県及び警察と全体的な施工

計画について協議を行う必要があり、その協議に不測の日数を要し発注が遅れたため、繰越しを行ったものでございます。

このように、2年連続して繰越しとなった理由は、事業を執行する上でやむを得なかつた事由が各年度で発生したためでございますが、今後もこれまでと同様に円滑な事業執行に取り組んでまいります。

次に、3番目の郷ノ浦港ターミナル整備事業が2年連続して繰越しになった理由は何かとの御質問でございますが、令和5年度につきましては、駐車場等の測量設計業務とターミナル南側の通路整備工事を予定しておりましたが、令和6年6月会議にて議員より同様の質問をいただきお答えをいたしましたとおり、測量設計業務で県及び警察や九州郵船など関係者との協議や意見調整により不測の日数を要し、通路整備工事ではターミナルビル全体の適合性についての建築確認作業等により発注が遅れ、繰越しを行ったものでございます。

次に、令和6年度につきましては、令和7年4月のジェットフォイル乗り場移設先での運用開始に向け、待合所等ターミナルビルを改修し、歩道整備や上屋根の横の広場の整備を予定しておりましたが、県が施工する上屋根の工事の完成が年度末まで遅れることとなったことから、隣接する市の広場工事の完成も遅らざるを得ず、繰越しを行ったものでございます。

また、年度中にターミナルビル内の空調設備が故障したため、更新する工事を12月補正予算にて計上するとともに、工期の確保のため、繰越しを行ったものでございます。

このように2年連続して繰越しとなった理由は、芦辺港と同様に事業執行をする上でやむを得なかつた事由が各年度に発生したためでございますが、今後もこれまでと同様に円滑な事業執行に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず、1点目のジェットフォイルの更新についてですが、繰越しは予算の全額であると、この執行について令和7年度中にこの契約っていうのは行われるだろうと、そういう見通しなんでしょうか。

特にジェットフォイルの問題でいくと、先日、6月6日の日に博多から郷ノ浦へ向かっているジェットフォイル、途中でエンジン故障で止まると、一定時間漂流するという事故というか、事象が起きましたが、その事象を見ても、昨年もありましたけども、これ、急がれる状況じゃないかなと、故障で、島民の輸送について安定した輸送ができるのかどうか、そのあたりも含めたら、やはりこの契約を急ぎ、建造を急ぎ、早く新船での就航を目指すという、そのあたりの決意というか見通しというのはどのように考えていらっしゃるのか、お願いいいたします。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の再質問にお答えをいたします。

契約の見通しということでございますけれども、私どもも県と情報を共有しながら情報を入手しておりますけれども、現在、私たちの手元には具体的にいつ契約が完了するのかというところまでの情報はございません。

ただ、先ほど答弁いたしましたように、最終段階に入っているところでございます。それと、エンジン故障によりまして、船舶が早く更新が必要じゃないかというところは、市としても同じような思いでございます。

このことにつきましては、やはり建造して進水するまでは、おおむね4年間という期間が必要となりますので、その間につきましては、先日の植村議員の御質問の中でもお答えをいたしましたが、安全運航をまずは第一に行っていただくというところを、改めて航路事業者に対して求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ、県のほうにも、国のほうにも緊急性を訴えて早期実現のために動き出すように努力していただきたいと思います。

芦辺ターミナルとか郷ノ浦ターミナル、それからかたばるについても、予期せぬいろんな事情が起きているということも分かりますが、事前に起き得ることを早めに対処すると、かたばるでアスベストが急にあったとか、その後のことが言われましたが、そのあたりの、できるだけ年度内で、早急に工事が進み、市民の利用が円滑に進むように、いつまでも工事をやっているじゃないかというようなことにならないような対応、努力を求めるがいいと思うんですが、その中で一つだけ、郷ノ浦ターミナル整備事業の中で、南第2駐車場の設置というのが以前、構想の中にありましたが、これはどういうふうになって、これは令和7年度予算に入っているのか、繰越しに入っているのか、そのあたり最後にお答え願えますか。

○議長（小金丸益明君） 松嶋産業推進部長。

○産業推進部部長（松嶋 要次君） 南第2駐車場とは、今の倉庫のところの話ですかね、それにつきましては、移設先等を今までいろいろ協議をして模索をしておりました。今度の最終日に行われます全員協議会のほうで少しそこを触れさせていただきたいと思っております。ここでは話せない部分もありますし、よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

---

### 日程第5. 報告第6号～日程第6. 報告第7号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第5、報告第6号及び日程第6、報告第7号の2件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで報告第6号、第7号の質疑を終わります。

---

### 日程第7. 議案第36号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第7、議案第36号を議題とします。

質疑の通告があっておりまますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐クリーンエネルギー株式会社の株譲渡に関わることでの質問であります。

まず1点目は、12月6日の全協で市が示された方針について伺います。

そのときの方針の中で、株譲渡先の相手先を選定すると、今後。そしてその中で決定していくんだというふうに言われました。

結果は資料を求めたら出されましたが、どういうふうなことで選定され、どういう理由で決定されたのかということですね。それから、方針の中で株価についても弁護士と協議しながら株譲渡の評価についても検討するということでありました。その点で株の評価はどのようにになって、今回の102株510万円という譲渡額が示されておりますが、この評価と最終決着の説明をお願いします。

3番目は、資料を求めましたので有償での譲渡ということが分かりました。このあたりもあらかじめ説明があればいいかなと思いますが、有償であるということは壱岐市にどのくらい、510万円そのままなのか、譲渡税とかその税金取られてというのか、そのあたり市にどのくらい、いつごろ入るのか、そのあたりの譲渡の具体的な金額を含めた状況、今後あるのかをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。塚本地域振興部長。

○地域振興部部長（塚本 和広君） おはようございます。山口議員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目の御質問ですが、壱岐クリーンエネルギー株式会社の株式は非上場の株式であり、同社の定款第9条には株式の譲渡制限に関する規定が設けられており、株式の譲渡には取締役会の承認が必要となります。

譲渡の相手先については、市の財政状況や事業の継続性など、総合的な視点から公募による選定も検討したところですが、公募を行い、選定者が決定したとしても、取締役会の承認が得られ

なければ当該選定者に譲渡ができず、当該選定者と市との間で問題が発生するリスクが高いと判断し、市の顧問弁護士にも相談、確認の上、公募の実施は見送りました。最終的には、同社の事業の安定的な継続性の観点から、株主である株式会社なかはらを譲渡の相手方として決定し、会社法にのっとって手続を進めたところでございます。

次に2つ目の御質問ですが、壱岐クリーンエネルギー株式会社の株式は非上場の株式であり、取引相場のない株式でございます。額面金額は定款第6条に5万円と示されており、本件株式の譲渡に当たっては公募も検討していたことから、価格の評価が必要と判断し、同社の税理士による評価を行いました。取引相場のない株式の評価につきましては、評価の方式が定められており、定められた事項に沿って評価を行った結果、評価額は0円となりました。当該評価額については、本市の顧問弁護士にも内容が適正であることを確認しております。

結果としましては、今回の株式譲渡については、譲渡契約書におきまして、全102株の譲渡代金は、510万円、1株あたり5万円で相手方と合意しております。

3つ目の有償かというところでございますが、今申しましたとおり、510万円を本年3月末に市のほうに、入金がっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 鉄秀君） 今言われましたことから言うと、12月6日の全協の時点で、あらかじめ方針だと言われていても、ほぼ結果は見通せた内容じゃないのかなというふうに思いますよね。

できるだけ株を買ってもらえるところを探すのかというと、それはするとなかはら、経営に響く、だからなかはらだと。それから値段についても非上場だからというようなことですが、もう少し第三セクターで20年以上経営のために資本金提出して、第三セクターとしての役割を生きずしても果たすように経営に参加してきたわけですから、民営化に当たっても市民にもう少し還元できる、そういう民営化のことはできなかったのか。

この510万円ですが、これは当初、壱岐市が資本提携した同じ金額が市に返ってきて、これは税金とか云々はなしで510万が返ってくると、そういうことだとすると、民営化のために第三セクターとしての役割をどう壱岐市として期待して、そして結果として、果たしたというふうに評価の中に書いてありますが、本当に果たしたんでしょうかね。そのあたりの壱岐市の考え方には最終的にはどういうふうに思っていらっしゃいますか。

○議長（小金丸益明君） 塚本地域振興部長。

○地域振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の再質問にお答えをいたします。

20年ほど前、平成11年に旧芦辺町、そして、なかはらが株主となりまして、壱岐クリーン

エネルギー株式会社を設立しております。その際につきましては補助金の関係もございまして、旧芦辺町のほうが51%を保有しておりました。

13年後の平成24年だったかと思いますけれども、財務体質強化のために増資をしております。その際も、壱岐市の関与をしていくために、現在の25.5%でございました。24分の1以上を持っておりますので、市の議会へも経営状況報告をするというような形で、関与を進めておりました。

令和元年に新設の風車も設立をしまして、売上高も伸びてきております。安定した経営も行っておられるということで、今回、第三セクターとしての役割を終えても、完全民営化をして経営を安定させていただこうということで、株式の譲渡を決めたところでございます。

壱岐市としましても、2050年再エネの100%の目標を掲げております。その中でも、今後も壱岐市のパートナーとして貢献いただけるものと思っております。そのような市としての評価といいますか、そのような考え方を持って、今回譲渡をしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 鈴秀君） 公益制度の点で、確かに電気は市民が使うわけですが、しかし、収益は全部、なかはらの会社、壱岐クリーンエネルギー株式会社に結局は入って、市民への還元はなかつたと。一部地域の公民館に寄附行為はあったにしても、十分第三セクターの役割は私は果たしてなかつたと、そういうことを思うわけですね。

そういう意味で、やはり第三セクターであれば、やっぱり市民のために市民の電力料金を下げるとか、そういうことにつながるようなことがなされなかつたのが、僕は残念だと。そういう動きもなかつたと。

結果的には最初の頃は赤字だったけども、今はもう順調に利益を挙げていると。結局は、壱岐市の資本を使って起業して、企業として運営されているということで、補助金を含めた資本の利用で、やはり会社として潤っていると。

そういう面では市民の利益はなくて、その会社に利益が行っていると。そういうところを私は疑問を思いますので、今後、壱岐市が、第三セクターでやられないかと思いますが、いろんな事業の点で、市民にどう還元されるか。市民が事業によってどう潤っていくかというところを、第一に考えた事業の展開を求めて、質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 同じく、3番、武原由里子議員からも質疑の通告がござっておりますので、これを許します。

○議員（3番 武原由里子君） 通告と一部変えて質問いたしたいと思います。

まず、大きく1点目の株式譲渡の経緯については、今取りもどりましたが、最終確認で、

市はどのような意思決定プロセスを経たのかというところのお答えをお願いいたします。特に、壱岐市企画総合調整会議でどのような経過をとられたのかが1点。

2点目は、評価額が0円ということでのということでしたが、実際これは当初の金額のままの510万円ということでしたが、この間、かなりの国からの補助も受けて運営されてきた会社だと思います。そのあたりが、本当に510万円というのが専門家が評価されたということでしたが、実際にはこの財産の処分等に関する条例に関して、2,000万円以上を超えるものしか議会に議決は必要ではないとありますが、このあたりの510万円になった経緯というのももう一度お願いいたします。

続きまして、2番は省略いたします。

3番の譲渡収入に関わる財政措置について、先ほどの説明では3月末に510万円が入金済みということでした。正確に3月のいつ市に入ってきたのか、そして今どのような状況になっているのかお答えください。

最後、今後のガバナンスについてですが、今回、壱岐クリーンエネルギー会社の民営化ということでしたが、かつて壱岐パークマネジメント株式会社も民営化されております。そのあたりの説明も議会ではなく民営化ということでした。このあたりが今後こういう形で進まれるのか、あと市の考えをお聞きいたします。

最後が、今年の1月会議では、昨年の壱岐クリーンエネルギー株式会社の経営状況の報告がございました。その後、令和6年10月1日から令和7年3月31日までは、壱岐市がまだ株を持っております。この期間の経営状況については、議会への報告はされないのでしょうか。そのあたりの考えもお聞きいたします。お願いします。

○議長（小金丸益明君） 塚本地域振興部長。

○地域振興部部長（塚本 和広君） 武原議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1番目の株式譲渡の経過についての1つ目の御質問で、企画総合調整会議の部分でございますけども、企画総合調整会議につきましては、本市の均衡ある発展と調和の取れたまちづくりを推進するため、市の重要施策の企画及び総合調整や総合計画等の策定に関する事、各部との連絡調整に関する事を所管する機関でありますことから、同会議が第三セクターの株式譲渡の意思決定プロセスに関与すべきという認識はございません。

それから、2つ目の御質問ですけども、まず、壱岐クリーンエネルギー株式会社からの株式配当については、平成28年と平成29年にそれぞれ市への配当がございましたことを申し述べておきます。

それから、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又

は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産、もしくは動産の買入れ、もしくは売払い、または不動産の信託の受益権の買入れ、もしくは売払いとすると規定されております。

株券が同条及び地方自治法第96条第1項第8号に規定する動産に含まれるかにつきましては、地方財務実務提要によりますと、株券は動産そのものではなく、自治法上も株券は動産として扱っていないとされており、株券の売却に当たっては議会の議決は要しないと解されております。

2番目の質問はいいということでございましたので、3番目の譲渡収入に係る財政措置についての御質問ですが、いつ入金があったかというところでございますが、3月27日ということでございます。

4番目の今後のガバナンスについての1つ目の御質問ですけども、市が保有する財産の処分等につきましては、法令等にのっとった上で、必要に応じて市民皆様への説明責任等にも対応すべきと考えております。通告にございました、壱岐パークマネジメント株式会社の株式譲渡についても、当時、法令等に従って手続がなされており、本件によって特段の影響はないと認識しております。

次に2つ目の、壱岐クリーンエネルギー株式会社の事業年度は、10月から翌年の9月までの1年間となっており、当該期間の期末に決算が行われます。これまで、それを受けて11月末日までに、同社の定期株主総会が行われ、同株主総会で承認された年間の事業報告や決算書類等に基づき、翌年1月の市議会定例会にて経営状況の報告を行ってまいりました。

今回の条例改正議案が御承認いただけましたら、改正条例の公布の日より、同社は地方自治法第221条第3項並びに地方自治法施行令第152条第1項第3号の対象外となります。地方自治法第243条の3第2項において、普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないことから、事業年度期末時点で対象となっていない法人については、事業年度中の経営状況の報告は不要であると認識しており、また、事業年度の考え方から当該期間を分割して報告することも適切ではないと認識しております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君）　武原議員。

○議員（3番　武原由里子君）　1番の、まず企画総合調整会議はやっていないという御回答でした。それでは、この意思決定、市としての考えは、どのタイミングで、どなたがされたのか、再度お聞きいたします。

また、2点目に、平成28年度と29年度に市への配当があったということでした。これは、お幾らだったのか確認いたします。

それと、譲渡の財政措置については、3月27日に入金済みということでした。この510万

円は、今現在どちらのほうに、あるかと思うのですが、その議会への説明がなかったと思いま  
すので、再度、今どういう形で、510万円が、3月27日ということは、前年度の会計で入っ  
ているかと思いますが、それは今度の6月議会でも、金額がそこに入った金額で出されているの  
か、どう処理をされているかを再度お聞きいたします。

あと、最後ですね、ガバナンスについては問題ないということでした。この条例が制定された  
からは、期末ではないからということでしたが、実際、公布の日よりということになりますけれ  
ども、公布の日はいつとお考えになっているでしょうか。

その以上をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 塚本地域振興部長。

○地域振興部部長（塚本 和広君） まず、企画総合調整会議をやっていなくて、市のほうでどの  
ようなタイミングでということでございましたけれども、12月6日に全員協議会をさせていた  
だきました、議会への御報告をさせていただきました。その後、内部といいますか、企画振興部  
内、そして市長、副市長を交えた形で、随時手続等を話し合いながら意思決定をしたというような  
状況でございます。

それから配当につきましては、28年、29年、それぞれ38万2,500円ということで記  
憶をいたしております。38万2,500円、各年それぞれ入っております。

それからどこに入っているのかというところでございますけれども、科目で言いますと、先ほ  
ど株式売扱収入だったかと思いますけれども、そこの科目に入っているというような状況でござ  
います。

それから公布の日よりというところでございますけれども、議決をいただきまして、諸手続が  
終わりましたときからというふうな認識でおります。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 12月6日の全協で確かに御説明がございました。

そのときの資料を見ますと、3月議会での再度、予定スケジュールではなっておりました。今  
回3月議会ではなく、それが6月議会にずれ込んでいると考えますが、やはり12月からその後、  
市のほうで検討されていた結果が、一度も報告もなく、今回こういう形で出てきておりますので、  
やはりもう一度、この上程前に詳細等々御説明が必要だったのではないかと感じております。

あと、また収入についても、やはりその説明があつていれば、何もこういう経緯で510万円  
を収入に入れましたという報告があついたら、また、今回このような質問もしなくともよかつ  
たのかなと感じております。

また最後、公布の日となりますけれども、これは実際、公告式条例がございますので、議決の

日イコールではなく、それを公告式条例にのっとられて公表する期間があると思います。再度その辺りも調べられて、日にち等分かられたら、後日でもよろしいので、御報告をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第36号の質疑を終わります。

---

#### 日程第8. 議案第37号～日程第9. 議案第38号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第8、議案第37号及び日程第9、議案第38号の2件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第37号、38号の質疑を終わります。

---

#### 日程第10. 議案第39号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第10、議案第39号を議題とします。

質疑の通告があっておりまので、これを許します。1番、松本順子議員。

○議員（1番 松本 順子君） 2点質問いたします。

現在、三次判定結果、事業手法の決定において、用途廃止の住宅にお住まいの方のお話を聞きました。きれいな住宅に移りたいけど、低収入のため、家賃が上がると困ると切実に悩まれていました。

計画書を見ると、維持管理の住宅に集約の対象となりそうですが、その場合の差額はどのくらいになるのでしょうか。引っ越し費用は御本人が支払われることになるのでしょうかということと、あと、用途廃止になった住宅が既にあります、その管理はどこまで行うのでしょうか。すぐそばに民家があるのに雑草が生い茂っていて、今は茅というのですかね、白い穂の茅ですね。それが綿毛になって風で飛ばされてきて非常に迷惑をしているとおっしゃっていました。自分たちは高齢なので草刈りもできないということで、市のほうで刈ってほしいということを1年前から言わわれていたそうです。

市のほうでの草刈りというのはこういうケースの場合できないのでしょうか。お願いします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） おはようございます。

1番、松本議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の移転した場合の家賃の差額及び引っ越し費用の負担についての御質問でございますが、公営住宅の家賃は住宅の立地条件や規模、建設時からの経過年数、その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で政令で定める計算方法により決定をいたしております。

さらには、毎年入居者皆様から収入申告書を提出いただきまして、入居者の収入の状況に応じて段階的に設定をしております。

現在の公営住宅で原則段階における最も安い家賃というのが2,400円月額でございます。最も高い家賃は月額3万7,200円となっており、その差額は3万4,800円となっておりますが、御質問の入居者の方の収入や、また移転先の住宅によって変動をしてまいりますので、差額をお示しするということは難しいため、相談をお受けしました際には個別に説明をさせていただこうというふうに考えております。

また、引っ越し費用につきましては、この場合、壱岐市の政策的な理由で移転をお願いする場合、この場合は市で負担をさせていただきます。また、本計画で判定結果が用途廃止となった住宅につきまして、強制的に退去・移転を求めるものではありません。今後、入居者皆様に対して丁寧な説明を行いながら、集約に対する御理解と御協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

2点目の、用途廃止した市営住宅の維持管理についての御質問です。用途廃止後の住宅につきましても、市で管理をしておりますので、定期的に住宅周辺の除草作業を業者委託、状況によつては市職員による作業を行っているところですが、議員御指摘の住宅につきまして、ただいま御説明がありましたけれども、できるだけ早い時期に、こちらも市のほうで対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 松本議員。

○議員（1番 松本 順子君） 低収入の方、年金暮らしの方が、心身の負担を少なくスムーズに引っ越しできるよう、お願いしたいと思っております。

あと、周辺住民のお話では、市に予算がないから解体ができないんだという話を私、聞いたんですね。そうして放置されていく建物に対して、やはり周辺環境が乱れていくばかりで、放置され続けるっていう状況が続くこともよくないと思いますので、本当に計画の中に、こういう廃屋になっていくものについても、きちんと今後どうしていくのかということを、盛り込んでいただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 御意見ありがとうございました。

確かに用途廃止をした建物が、今後も増えていくだろうというふうに考えております。市としては、できるだけ早い段階で、解体工事等々も行つていただきたいと思っておりますけれども、財政状況も鑑みながら、そこは進めていきたいと思っております。

また、その間の維持管理につきましては、これは市のほうでしていくべきだというふうに考えておりますので、こちらにつきましても、周辺の環境に影響を及ぼさないように、市としても努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小金丸益明君） 同じく、4番、山口欽秀議員からも通告があつておりますので、これを許します。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第39号について、今回、公営住宅の長寿命化計画というとでされております。

前半のほうで、修繕・改善事業の方針と、あと、個別の方針が出されております。

後半のほうで、公営住宅の建て替え計画もついておりましたので、あるということを確認しましたが、この修繕・改善事業と建て替えのバランスをどういうふうに取つていこうというか、そのあたりの考え方をお聞きしたいのですが、とりわけ2番目との関係がありますが、耐用年数を超えた市営住宅が256戸あるよということあります。

その中で、まだ居住されている市民の方があるということであると思うんですね。そういう方を、耐用年数を超えているという状況の中で、長年、今後も住んでもらうというのは考えもんだと。住環境をしっかり市としては保証するということで考えたときに、修繕・改善で間に合わない場合を考えたときに、やはり256戸に住まわれている方の公営住宅への入居を進めるという方向が必要ではないかということで、256戸に住んでいる方に対する考え方、取組について。

それから国・県が自由生活基本法に沿つて取り組むんだよということで、市と自治体にも法律を順次執行を求めておりますが、壱岐市として、高齢者の住居環境、これは民間も含めて住居生活の環境ですが、子どもも含めた公園とかそういう含めた、子どもの育成に関わる住宅供給も必要じゃないかなと、とりわけ人口減を止めるということで市長は言っていらっしゃいますので、子どもの住環境育成についての考え方はこの長寿命計画含めてあるのかと。

4つ目は、郷ノ浦地区における公営住宅の募集倍率が4.2倍と書いてありました。

勝本は0.9倍ということで地域差があるというふうに思うんですが、とりわけ郷ノ浦地区はその4倍ということに対して、しっかり応える必要があるのではないかなど。

この物価高とかいろんな中で、公営住宅の需要が高いという点で、この4倍に答えるための公営住宅の需要に応える市の方策は、この長寿命計画の中にあるのか、この4点をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の公営住宅の建て替え計画につきましては、先ほど質問の中にもありました、通告に従いまして答弁をさせていただきますと、今回の計画においては、需要が多い郷ノ浦の古城団地、平屋の8棟26戸を用途廃止をいたしまして、新たに12戸の住宅を建て替えの計画とさせていただいております。

また、その改修と建て替えのバランスということでございますけれども、現状も財政状況も鑑みながら、市としましては、既存住宅の効率的な運用と改修を通じまして、市民のニーズにお答えをしていきたいと考えております。

具体的には、住宅の大規模改修を含め、改修・改善を優先的に進めまして、入居者の安全性と快適性を確保してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の、耐用年数を超えている市営住宅についての御質問でございますが、令和7年5月末時点で既に対応年限を超過している住宅256戸のうち、入居戸数163戸、258名の方が入居されておられます。

対応年限を超えている市営住宅におきましても、入居者の安全性と快適性を確保できるように修繕をしながら維持管理に努めているところですが、老朽化が進んでいる住宅につきましては、現入居者の皆様に御理解を得られた場合、住み替え・移転等の御協力をお願いしているところでございます。

3点目の、子どもを育成する家庭向けの賃貸住宅の供給の御質問につきましては、社会資本整備総合交付金の公営住宅ストック総合改善事業におきましても、令和7年度から、新たに子育て支援型という改善メニューが追加をされております。子どもの転落防止や転倒、衝突によるけがの防止、子どもの見守りがしやすい間取りなど、居住性の向上を図る内容となっております。

現在、単身高齢者の方や高齢者夫婦世帯が、壱岐市においては増加傾向にございますので、改修時には手すりの設置等を行っている状況でございますが、今後につきましては、山口議員御意見のとおり、子育て支援型の整備につきましても研究をしてまいりたいと考えております。

4点目の、応募倍率及び需要に対しての対応についての御質問でございますが、生活の利便性等を考慮した際に、郷ノ浦地区への入居希望者が多くなっているのではないかと認識をいたしております。

公営住宅の申込みの際は、第1希望から第3希望までの住宅を選択いただいておりますが、計画書に記載の募集倍率、先ほど4.2倍ということでございますけれども、こちらにつきましては、第1希望における状況を記載させていただいております。

住宅入居者選考委員会におきまして、優先度の高い方から第1希望の住宅への入居者を決定し

ておりますので、第1希望に漏れた方は、第2希望以降の住宅への入居者を決定させていただいている状況でございます。

このような入居者のニーズも踏まえまして、近年では、古城団地、永田団地の大規模な改修工事を実施してきました。

今後もできるだけ入居者のニーズに対応できるように、建て替え事業を含め、計画修繕・改善事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 鈴秀君） どうしても長年居住すると古くなって修繕・改善必要でありますし、修繕・改善を重ねてもこれ以上できないというぐらいの状況にもなるわけですから、その面では長期的な修繕・改善じゃなくて、建て替えも含めて検討するということで進めていただきたいのですが、この256戸のうちの163戸、268人という状態を、もう少し深刻に見る必要があるのではないかと。

やっぱり毎日の日々生活する住宅が住みづらい、それからこの気候変動の中で夏は苦しいとか、そういう中にとりわけ高齢者の方が市営住宅の中で生活される状態は長期に放置できない。

それから、高齢者含めてですけども、住宅貧困にある、そういう方もやはり壱岐市も多くあると思うんですよね。そういう方をしっかりと生活を支える取組として、この住宅の供給を考えるという点で、この163戸、268人の方の対応をもう少し細かく見て、そのときに住民の方が建て替えて新しい所にあると家賃が上がるんじゃないかという松本議員の心配は、それは常に聞く話ですので、そういう心配があるからこそ、今のところに住み続けるしかないというところを、市がどう受け止めて、安く安心したところを作るかというときに建て替えを進める上でも必要かなと思います。

国のはうも住宅困窮者への住宅セーフティネットをちゃんと自治体としても、ちゃんと持ちなさいと、そういうことを言っていると思うので、そういう意味で住宅困窮者の実態というのは今掘んでいらっしゃるのか、総務省から調査が来たんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りのことをもう一度とそれから4.2倍の倍率というのは、要望に対して供給が足りない。

それから、長年建ててこなかったことによって、公営住宅の空きがどうなっているのか。地震とか災害があったときに緊急避難所としての公営住宅の役割が大きくなっているので、空き部屋をどんどん建て増しせずに空き部屋を減らしていくと、緊急時にそういう場所がないということを考えられるので、公営住宅の役割からいって一定の空き部屋というのも必要かなと思うんですが、その辺りの、市は何か考えていらっしゃるかお願ひいたします。

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） まず、住宅への困窮者の方の数字、数ということでございますけれども、ちらにつきましては、実態を把握するというのは非常に難しくございます。

今回の計画におきましても、この住宅へ困窮している方の数字を推計として計上させていただいております。そのときに用いたプログラムというのが、ストック推計プログラムというものでございまして、これは国土交通省の国土技術政策総合研究所が開発したプログラムでございまして、特徴といたしましては、公営住宅等に要支援世帯数、住宅確保要配慮者の世帯の推計が一度に可能ということになっております。

その数字でございますけれども、令和16年度の公営住宅を市の計画では617戸を予定しておりますけれども、このストック推計プログラムで試算した結果、611戸でございました。10年後。

現在でございますけれども、現在令和6年度におきましては、このプログラムで推計した数字が547世帯となっておりまして、実際入居されている方は、これは6年10月現在でございますが、591世帯でございますので、推計よりも大体44世帯多く居住をされてあるという状況でございます。

そこで4.2倍という、この需要に対しての対応でございますけれども、確かに、郷ノ浦町におきましては、この応募倍率が4.2倍と高こうございます。

しかしながら、一方では、空き家が全体で約23%、壱岐市内で23%の空き家がございます。そのうち、郷ノ浦町内でも、住宅の16.4%が空き家という形になっております。そうしたことから、今後も過剰な住宅のストックがございますので、このような住宅をできるだけ改修等を進めまして、有効に活用して、皆様方のニーズに沿った快適な住宅、安全性を持った快適な住宅の提供に努めていきたいと思っております。

また、空き部屋の必要性ということでございますけれども、現在、壱岐市の公営住宅の中では、政策空き家として73戸確保をいたしております。山口議員が言われましたように、この政策空き家につきましては、例えば、建て替え時に一時居住先も必要となってまいります。

そして、議員がおっしゃられましたように、有事の際、災害等が発生した場合、緊急に入居する場合もございます。これは市長が特別に認めた場合というところもございますので、現在、政策空き家として73戸確保をしておりますけれども、今後の予定といたしましても、先ほど申し上げましたように、611戸の下限において617戸予定をしておりますけれども、この空き家につきましても、十分確保をした上で計画を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 鈴秀君） 建て替えの計画がありますが、入居時で収入で入れないと、その

あたりのクリアをきちんとしていただきることが必要だなということ、それから163戸、168の方の意向を聞きながら早期に快適な住環境を保証するために市が手だてを取っていただきたい。

それから4.2倍という競争の倍率がありますので、これを希望に沿った形でどう答えていくかということでの市の取組ですね。建て替え、それから改修による入居数を増やすということで取り組んでいただきたいということを述べて、質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分とします。

午前11時04分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（小金丸益明君） 再開します。

質疑を続けます。

次に、3番、武原由里子議員から質疑の通告があつておりますので、これを許します。武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 同じく、議案第39号についてお尋ねいたします。

本計画については、市民に安心かつ安全な住まいを提供する重要な計画であり、パブリックコメントも実施されていた内容です。

しかしながら、市のホームページのパブリックコメントのページから、その結果が現在削除されています。その点について、下記の4点について伺います。

1点目です。パブリックコメントから得られた知見があればお知らせください。

2点目、パブリックコメントの結果が今回の質問通告時点での削除されている理由についてお尋ねいたします。

3点目、機構改革等の関係で、意図しない形で削除されたものと考えますが、パブリックコメントを担当課主導によって掲載する必要性があるのではないかと考えておりますが、その認識についてお答えください。

4点目です。議会での議決後の本計画の広報・広聴の方向性と、今後10年間での評価・検討・見直しの体制やスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 3番、武原議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のパブリックコメントから得られた知見との御質問でございますが、本計画のパブリックコメントは、令和7年2月12日から3月13日までの30日間、市のホームページ上で意見募集を行い、お一人の方から御意見が寄せられました。

その内容につきましては、計画書の記載内容、いわゆる表記の仕方につきまして、貴重な御意見をお受けいたしまして、修正を行ったところでございます。

2点目のパブリックコメントの結果が、質問通告時点で削除されている理由についてでございますが、パブリックコメントの結果につきまして、3月18日から1か月間の期間をもって市のホームページ上に掲載をしておりました。その関係で現在削除となっているものでございます。

3点目の今後の結果の公表期間については、武原議員御指摘のように、パブリックコメント担当課への取扱いを協議し、統一した運用を行ってまいりたいと考えております。

4点目の議会議決後の本計画の広報、公聴の方向性と、今後10年間での評価・検討・見直しの体制・スケジュールについてでございますけれども、議決後に本計画、新たな計画を市のホームページ上で公表いたします。

本計画の設定期間は10年といったしておりますけれども、社会経済情勢や住民ニーズ、そういった地域の特性や住宅事情に応じた改善・改修事業の進捗状況も鑑みながら、長寿命化計画の見直しはその時々で行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君）　武原議員。

○議員（3番　武原由里子君）　パブリックコメント、私も実は失念しておりますが、お一人が表記についての掲載ということを今、お聞きいたしました。分かりました。

一月は結果を公表されていた、それも私失念して見逃しておりましたので、やはり3点目で統一した市全体の、担当課だけではなく、協議をして見直しも運用もということでしたけれども、この実際の担当課は今後どの課がされて、見直しについても今後検討されるとは思うんですが、その担当課の部長さんなりお答えをお願いいたします。

4点目ですけれども、議決後ホームページで公表、また、評価・検討・見直し等もその時々でということでございました。実際にその評価・検討・見直しをどの部というか、どういう方たちが実際にはされるのか、そのメンバーといいますか、建設部だけでやるのか、各いろんな部以外の部、市の内部ですね。それよりもさらに各種団体とか一般の市民等も巻き込んだ形での評価・検討・見直し等も考えられているのか、それについてお答えください。

○議長（小金丸益明君）　塙本地域振興部長。

○地域振興部部長（塙本　和広君）　武原議員のパブリックコメントにつきまして、担当課というところでございますけれども、機構改革ございまして地域振興部、地域共創課になります。先ほど建設部長も申し上げましたけれども、全庁的な統一した取扱いを今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 武原議員の再度の質問にお答えをいたします。

今後の計画の見直し等に係るスケジュール感であったり、その方法であったりということだと認識をいたしました。基本的にはこの長寿命化計画といいますのは、現在ある住宅の改修・改善等を図りながら長寿命化につなげ、そしてコストの削減をしていくといった形での計画が中心となっております。

したがいまして、建設部内部で中心になって今後も見直していくような形になろうかと思っております。特に住宅の改修・建て替え事業等には国の交付金等を活用しているわけでございますけれども、今後も県・国との連携を図りながら、そういう事業が推進できる場合には、この計画自体からの見直しが必要となります。当然ながらですね。

そういうこともございまして、その進捗状況を鑑みながら、この計画の修正については建設部が中心となって行っていきたいと考えておりますが、一方ではこれだけストックの住宅があつて、今後、用途廃止を行っていきます。用途廃止した住宅につきまして、できるだけ撤去の方向では考えておりますけれども、最近では、例えば、単身者の方であつたり、移住者の方等々からの居住の確保といいますか、そういう御相談も受けるケースがございますので、こういった活用もできないかという検討の中では、横断的にそういう活用方法等については協議をする場も必要かなというふうに考えております。

したがいまして、今後、住宅につきましては建設部を中心に、状況に応じては横断的なそういう協議も進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 今、回答いただきましたとおり、この計画自体は建設部というところでございますが、今、最後に言わされたように、用途廃止後にそれをどう使うかというところですね。今、単身者や移住者向けの、すごく私のほうにも声が届いております。

やはり、もう民間のだけでは足りないというか高すぎるということで、壱岐に移住して単身で来られても、やっぱり住むところがないということで戻られる方が本当に多くて、大変残念だという声もお聞きいたしております。

やはりそういう方向けにも、そういう声がこの計画にも反映されるような形での見直し等ですね。部の中でのアンケートが、今の現在の住民のアンケートがあったということですが、それ以外の方の声もこの10年間の中で取り入れていただきながら、計画に反映していただきたいと思って、要望としてお伝えしておきます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第39号の質疑を終わります。

---

### 日程第11. 議案第40号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第11、議案第40号を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第40号の質疑を終わります。

---

### 日程第12. 議案第41号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第12、議案第41号を議題とします。

本件につきましては、議長を除く15名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしてありますので、質疑につきましては、委員会でお願いいたします。

以上で、議案等に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第36号から議案第40号までの5件を、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

お諮りします。議案第41号は、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員会の中からとし、委員長に赤木貴尚議員、副委員長に中原正博議員と決定いたしましたので、御報告いたします。

---

### 日程第13. 要望第2号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第13、要望第2号を議題とします。

ただいま上程いたしました要望第2号については、タブレットに配信の陳情等文書表のとおり、所管の委員会へ付託したいと思います。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時27分散会

---